

出雲への定住を考えて おられる方にお知らせください！

定住支援情報



出雲市定住促進空き家活用住宅 入居者募集

過疎地域などで、空き家になっている一戸建て住宅を市で借り上げ、定住希望者向けの市営住宅として整備して貸し出します。

平成23年度は、多伎町と佐田町で整備する住宅3戸への入居者を募集します。

募集 要件等

■所在地／多伎町久村、多伎町小田、佐田町反辺(各1戸)

■入居時期／平成24年1月頃

■入居資格／原則として市外在住者の方で、出雲市への定住を希望される方。

お子様と一緒に入居される方を優先します。

※入居者は、家族構成(人数等)を考慮し、選考により決定します。

※家賃や間取りなど詳しくは、定住支援センターにおたずねください。

田舎暮らし体験プログラム 参加者募集

地元で地域おこしの活動をする皆さんと市で実行委員会を組織し、県外から出雲市への定住を考えている方に田舎暮らしを体験してもらいます。

地元で用意した空き家などに宿泊しながら、地域体験や地元見学、地元住民との交流、空き家見学などを行います。

◆平成23年度は下記2つのプログラムを実施します。

名 称	日にち	場所	宿泊場所	募集人員 (先着順)	参加料 (食費・宿泊費込)	申込締切
須佐の縁 農山村暮らし 体験プログラム	7月16日(土) ～17日(日)	佐田町須佐	体験宿泊施設 「一縁荘」	3家族	一人 5,000円 (小学生2,000円、 小学生以下は無料)	6月30日 (木)
鵜鷺！元気がでる 海へ暮らし 体験プログラム	7月22日(金) ～24日(日)	大社町鷺浦	空き家	12名	一人 8,000円 (小学生2,000円、 小学生以下は無料)	7月8日 (金)

■参加資格：田舎暮らしに関心のある県外在住者。

■集合場所：出雲市役所または出雲市駅(集合場所までの交通費は自己負担)

※体験プログラムの詳細は、実行委員会事務局(定住支援センター)におたずねください。

このほか、定住支援センターでは下記事業も実施しています。

詳しくは定住支援センターにおたずねください。

いずも空き家バンク

市のホームページで市内の
空き家・空き地情報を提供しています

定住支援「住宅建築・ リフォーム助成事業」

5年以上の県外在住者が、出雲市へ定住
目的で住宅を建築、購入またはリフォー
ムする場合に、助成金を交付します

おたずね／定住支援センター(自治振興課内) TEL.21-6629 FAX.21-6599

メール teijyu@city.izumo.shimane.jp ホームページ <http://www.teijyu-izumo.jp>

携帯サイト▶



目指そう！より働きやすい職場を 市内事業所の育児・介護支援の現状

少子高齢化が進み、育児や介護と仕事の両立が、社会的課題になっています。

今回は、出雲市に入札参加申請をされた市内事業所での両立支援の取り組み状況についてお知らせします。

育児・介護休業制度の 制度化の状況を調査

市では、今年1～2月にかけて、出雲市に入札参加申請をされた市内の各事業所に育児・介護休業制度の導入の有無を調査（729事業所から回答）しました。

育児・介護休業法に関するこれらの事項は、各事業所の就業規則への明記が義務付けられ、6項目すべて制度化している事業所は、29・2%（210事業所）でした。

また、市内事業所のうち、約半数は従業員数10人未満の小規模事業所で、就業規則制定の義務はありませんが、前回調査と比較して、育児や介護への休業などの制度を設け

ている事業所が増えています。

法制度の整備に伴って育児・介護休業制度の導入する事業所が増えつつあり、実際に育児・介護休業を取得した人がある事業所の数も、増加傾向にあります。このことは、制度が浸透し、意識が高まっている結果と思われます。

目指そう

より働きやすい職場を

働きやすい環境づくりは、男女問わず事業所全体にとって仕事へのやる気を高め、生産性の向上、優秀な人材確保、業績の向上へとつながってきます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が、

少子高齢社会・人口減少時代における職場・地域・家庭を充実させるうえで重要です。この機会にあなたの働き方を見つめてみませんか。

おたずね／市民活動支援課
TEL 21 - 6528

育児・介護休業法に関して今回調査した事項

①育児休業	子が満1歳（一定の場合*には満1歳6ヶ月）に達するまでの間、育児休業を取得できる（一定の場合：保育所に入所を希望しているが入所できないなど）
②子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する従業員に対する、子1人あたり年に5日、2人以上であれば年10日の看護休暇が取得できる
③育児支援	満3歳未満の子を養育する労働者を対象にした勤務時間の短縮等の措置がある
④介護休業	労働者の要介護状態にある対象家族を介護するために、介護休業を取得できる（対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日間まで）
⑤介護休暇	要介護状態の家族をもつ従業員に対する、対象家族1人あたり年に5日、2人以上であれば年10日の介護休暇が取得できる
⑥介護支援	労働者の要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間の短縮等の措置がある

図1 育児・介護休業を取得した事業所の割合

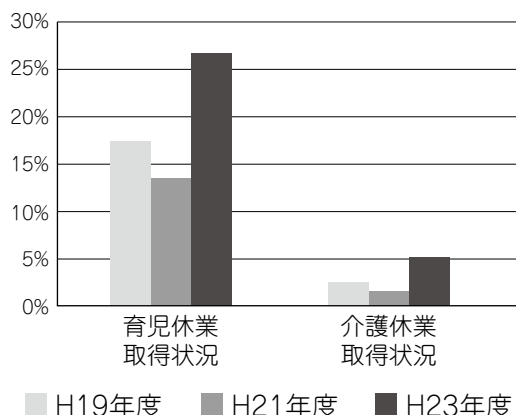


図2 入札参加申請に伴う男女共同参画推進状況調査(事業所規模別)平成23年1月

